宇城市立三角小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月26日策定令和6年5月30日確認

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を 与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に 重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して 行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に 及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、い じめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめについては、「どの児童にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての児童が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分に認識するようにする。

- ①「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識 を持つこと
- ②いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うこと
- ③いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- ④いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること
- ⑤家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体 となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の青務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。